

# パートナーズ 会報誌

新年あけましておめでとうございます  
本年もよろしくお願ひ申し上げます

## 税務情報

【賃上げ促進税制】中小企業は5年間の繰越控除が可能に！！

## 税務トピック

利益を出すために！価格転嫁の上手な進め方

## 相続・贈与情報

【デジタル遺言制度】ネット作成OK・署名不要の新制度検討

## 税務トピック

補聴器購入者が医療費控除を受けるために

疲労の「もと」はストレスにあり  
疲労との上手な付き合い方



# 新年あけまして おめでとうございます



謹んで新年のお慶びを申し上げます。

旧年中は格別のご厚情を賜り、心より厚く御礼申し上げます。

昨年の税理士業界では、国民の負担を緩和し持続的な賃上げが行われる経済の実現を目指す観点から、所得税・個人住民税の定額減税の実施や、賃上げ促進税制の強化等が行われました。また、最近では「年収103万円の壁」の見直しについて協議が行われていますが、今回の課税最低金額の引き上げは税金のみならず、社会保険制度も含めた一体改革が必要になると考えております。現在の制度をリセットするのであれば、あらゆる角度から議論を深め、後世に残る良い制度を作っていたいただきたいと思います。

さて、税理士事務所の役割といたしましては、帳簿作成や税務書類の作成業務のみならず、税に関する最も身近なアドバイザーとして、様々な案件について有効な対応策を皆様と共に考える立場にあると考えております。パートナーズではこれまでの税理士事務所経営23年間で培ったノウハウと、電子申告等の新しい時代にも対応したサービスを、これからも引き続き顧問先の皆様へ提供し続ける税理士事務所を目指します。

最後になりますが、新年を迎えるにあたり、皆様にとって今年一年が幸せな年となりますようご祈念申し上げ、新年のご挨拶とさせていただきます。



税理士法人パートナーズ 社員一同



【岡山事務所】  
代表社員 税理士

川本 洋



【広島事務所】  
代表社員 税理士  
公認会計士

中谷 有希



【福山事務所】  
代表社員 税理士

津田 真一



【山陰事務所】  
代表社員 税理士

川原 康寛



【高松事務所】  
代表社員 税理士

長山 泰久



【松山事務所】  
代表社員 税理士

柳井 崇延



【徳島事務所】  
代表社員 税理士

近藤 秀典



【高知事務所】  
代表社員 税理士

明神 美来



【沖縄事務所】  
代表社員 税理士  
公認会計士

登川 賢二

## 年賀状による年頭のご挨拶について

弊社では近年の虚礼廃止の流れや自然環境意識の高まりなどを鑑み、年賀状を控えさせていただきます。本誌パートナーズ会報誌にて年頭のご挨拶とさせていただきます。

誠に勝手ではございますが何卒ご理解をいただき、今後とも変わらぬご厚情を賜りますようお願い申し上げます。

## 広島事務所移転のお知らせ

弊社広島事務所は、令和7年1月より下記へ移転し業務を開始いたします。

今後とも一層のご指導とご支援を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

### 【新住所】

〒733-0812 広島県広島市西区己斐本町一丁目 5-5 5F

TEL : 082-961-6212

FAX : 082-961-6213

※TEL・FAXも変更いたしました。



## 【賃上げ促進税制】中小企業は5年間の繰越控除が可能に！！

【大・中堅企業】全雇用者の給与等支給額の増加額の**最大 35%**を税額控除

【中 小 企 業】全雇用者の給与等支給額の増加額の**最大 45%**を税額控除

＜適用期間：令和6年4月1日から令和9年3月31日までの間に開始する各事業年度＞  
（個人事業主は、令和7年から令和9年までの各年が対象）

### 税額控除額が拡充

青色申告を行う法人や個人事業主のうち、前年度に比べ、従業員などに対する給与等が一定割合増加した事業者は、「賃上げ促進税制」による税額控除を受けることが可能です。

今回の税制改正により、女性の活躍や子育て両立支援にも上乗せ措置が新設され、中小企業の最大控除率は45%（大企業の場合には35%）に拡充されました。

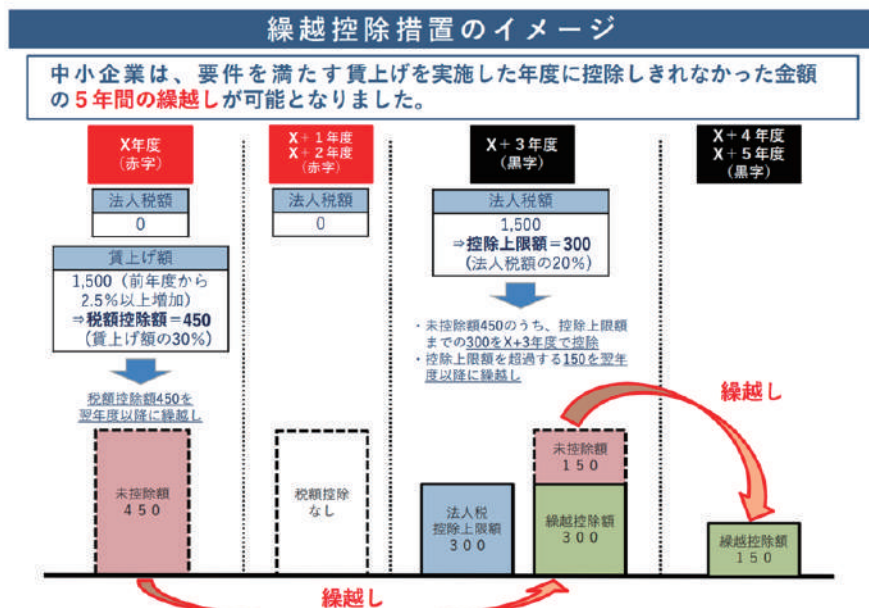
また「中堅企業」の枠が新設され、大企業よりも税額控除の恩恵を受けやすいよう、制度の見直しが行われています。

	改正前	改正後
大企業	賃上げ率 控除率(原則) 3%以上 15% 4%以上 25%	3%以上 10% 4%以上 15% 5%以上 20% 7%以上 25%
	教育訓練費増で5%上乗せ。 控除の最大は30%	女性活躍・子育て支援でも5%上乗せ。 控除の最大は35%に拡充
賃上げ税制 拡充の概要		「中堅企業」を新設
中小企業	1.5%以上 15% 2.5%以上 30%	1.5%以上 15% 2.5%以上 30%
	教育訓練費増で10%上乗せ。 控除の最大は40%	女性活躍・子育て支援でも5%上乗せ。 控除の最大は45%に拡充

### 赤字企業でも、最大5年間の繰越控除が可能

さらに今回の税制改正では、赤字企業でも賃上げ促進税制のメリットを享受できるように、税額控除額の繰越控除制度が新設されました。

賃上げを実施した年度に赤字が発生した場合など、税額控除額のうち、控除しきれない金額（＝未控除額）が発生した場合には、その未控除額を翌年度以降5年間にわたって繰越し、将来発生する法人税から控除できます。



※中小企業庁「賃上げ促進税制を強化！」より抜粋

税制改正により、賃上げ促進税制が拡充され、税額控除率や上乗せ措置が拡充されました。

また赤字などによって控除しきれない税額控除額は、最大5年間にわたって繰越控除が可能となり、制度活用のチャンスが広がるものと考えられます。

# 税務ピックアップ

## 利益を出すために！価格転嫁の上手な進め方

資源価格の高騰や物価上昇、賃上げ圧力の影響が多大な昨今、中小企業が利益を確保するためには、値上げ等によって価格を適正に定めることが求められます。

### ○価格転嫁にあたって考慮すべき事項

- ①取引先にとっての製品の価値
- ②コスト
- ③市場の状況
- ④競争環境
- ⑤値上げの必要性

価格転嫁をしていく際には、具体的な数値をエビデンスとして提示できると、取引先への説得がスムーズにいくことになります。物価に関しては、日銀調査統計局が発表する「国内企業物価指数」「輸入物価指数」等のデータ、人件費に関しては、厚生労働省が発表する「毎月勤労統計調査」のデータなどが参考となります。

### ○適正価格の定め方

適正価格を定める場合、自社の利益構造を理解することが第1歩です。費用は、売上に連動する変動費（売上や生産量、販売数に比例して増減する費用。原材料費や仕入原価、販売手数料、外注費、支払運賃など）と、固定費（売上や生産量、販売数の増減にかかわらず一定にかかる費用。人件費や家賃など）に分けて考えましょう。製造原価計算（原価計算）をしていない場合は、変動費と固定費を分けて検討する準備をすることをお勧めします。原材料価格の高騰による原価への影響を確認し、そのうえで、損益分岐点分析を行ない、適正な価格設定と生産量の関係について複数パターンをシミュレーションします。その際、エクセルのWhat-If分析のゴールシーク機能を使うと、比較的簡単にシミュレーションできます。そのシミュレーション結果から、自社の損失を避けつつ相手先でも許容できると考えられる価格を探ります。全体の価格転嫁率を決めたら、個々の販売商品の価格転嫁率を調整していけばよいかと考えます。取引先にとっての製品の価値、市場の状態、競争環境など、先述した価格転嫁にあたって考慮すべき事項について検討を重ね、最終的な適正価格を導き出します。

### ○価格交渉に臨む際のチェックポイント

準備が整ったら、営業部が価格交渉に臨みます。その際にチェックリスト（図表1）を作成し、行なうべき作業ができていないか整理しておきましょう。

図表1 価格交渉チェックリスト（例）

原価管理	交渉	生産性向上
<ul style="list-style-type: none"><li><input type="checkbox"/> 代表的な業務ごとに業務フローを作成している</li><li><input type="checkbox"/> 対象となる商品、サービスの原価構成が明確になっている</li><li><input type="checkbox"/> 労務費、エネルギー、原材料費等取引に必要なデータを定期的に収集している</li><li><input type="checkbox"/> 労務費、エネルギー、原材料費等取引に必要なデータの実績を整理している</li><li><input type="checkbox"/> 標準価格の設定、計算ができています</li><li><input type="checkbox"/> 実際原価を把握している</li><li><input type="checkbox"/> 製品、サービス単位で損益を把握できている</li><li><input type="checkbox"/> 自社の事業特性をふまえた見積書のひな形を作成している</li><li><input type="checkbox"/> 生産管理や労務管理を行なうためITツール等を活用している</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li><input type="checkbox"/> 自社のサービス単価を把握し、取引先に提示できる状況である</li><li><input type="checkbox"/> 取引先に応じて、これまでの販売量、価格の推移の情報を整理できている</li><li><input type="checkbox"/> 原材料やコストの価格変更の理由を整理できている</li><li><input type="checkbox"/> 取引先の経営方針や業績動向を把握している</li><li><input type="checkbox"/> 競合の動向（どれくらいの価格、品質で提供しているか）を把握している</li><li><input type="checkbox"/> 自社の強み、受注できた理由を把握している</li><li><input type="checkbox"/> 国の価格交渉ハンドブック、業界のガイドライン等の内容を把握している</li><li><input type="checkbox"/> 支援機関等を理解している（下請かけこみ寺、公正取引委員会、弁護士等）</li><li><input type="checkbox"/> 交渉相手に提示する理想的な価格（提示価格）を設定している</li><li><input type="checkbox"/> 自社が譲歩できる価格（留保価格）を設定している</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li><input type="checkbox"/> 原価の予実を分析して対策を講じている</li><li><input type="checkbox"/> 定期的に業務フロー、工程や配置の改善を行なっている</li><li><input type="checkbox"/> 設備更新による生産性の向上を検討している</li><li><input type="checkbox"/> 原材料の使用量削減の取組みを行なっている</li><li><input type="checkbox"/> 原材料の仕入れ先や仕入れ条件等の見直しを行なっている</li><li><input type="checkbox"/> 販売管理費の低減、見直しを行なっている</li></ul>

### ○想定問答集の準備

交渉の場における想定問答集（図表2）を作成します。原材料費や人件費等のコスト増加分のデータだけでなく、自社で行なってきた企業努力（原価コントロールやコスト低減のための取組み）も説明してもらいましょう。価格交渉に至るまでに、全社として最大限努力してきたこと、それらの努力のみでは吸収できない分のコスト増があるため価格に転嫁せざるを得ない、というストーリーで価格交渉を行ないます。価格交渉先が、価格転嫁に理解がない企業の場合、内閣官房・公正取引委員会の「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」や、業界団体のガイドラインを参考にしていることも補足するとよいと思われます。

図表2 想定問答集（例）

想定質問	回答の方向性
価格改定の必要性は？	市場の状況、原材料や労働コストの上昇、為替変動等、価格を上げる必要性を具体的に説明する
どの程度の価格上昇を見込んでいるか	具体的な増加率や単価、変更内容を明確に伝える。価格改定により増加する具体的な金額を試算し明示交渉価格と着地価格を想定しておき、取引先の事情も勘案した中間案を提案する
我々も厳しいので、受け入れられない	自社の商品・サービスの強み、付加価値を強調して、競合との違いを説明する
他社からは貴社のような要望はない	自社の強みとともに長期的な取引に向けて、ほかの条件面を譲歩する提案を考えておく

## 【デジタル遺言制度】 ネット作成 OK・署名不要の新制度検討

遺言書を手書きしなくても OK に？ 公正証書遺言に続き、自筆遺言も電子化検討中！

「公正証書遺言」は令和 5（2023）年 6 月の公証人法や民法等の一部改正により、令和 7（2025）年中にデジタル化の開始が決定しました。

「自筆遺言」についても、法務省において法制審議会民法（遺言関係）部会が設けられ、デジタル化に向けて検討が重ねられており、「デジタル遺言」として話題になっています。

### 現行の遺言制度は 3 種類

現行の遺言制度については、主に以下の 3 つが挙げられます。

1. 公正証書遺言
2. 自筆証書遺言
3. 秘密証書遺言

特に「自筆証書遺言」に関しては遺言者自らが作成できるため、公証人が必要な「公正証書遺言」などに比べて費用や手間がかからず、最も利用者の多い遺言制度です。

しかしその一方で「自筆証書遺言」については、遺言自体の真実性を確保するために全文自筆（財産目録などを除く）および押印が必要とされており、それらの要件を満たしていない場合には遺言自体が無効となってしまう場合もあります。

#### デジタル遺言の特性

現行の自筆証書遺言	真意確認のため全文自筆	本人確認の手段として押印	紙で保管、国による保管制度も
デジタル遺言	ネット上で顔撮影などと組み合わせて作成	電子署名などで代替	クラウド上などに保管。ブロックチェーン技術で改ざん防止

「デジタル遺言制度」ではインターネット上での作成を前提としているため、自筆や押印が不要となる代わりに、真実性の確保のために電子署名やブロックチェーン技術による改ざん防止が検討されています。このような制度が導入されることで、遺言書の作成が容易になるだけでなく、作成後の保管についてもデジタル化できるため、紛失リスクについても軽減できることが期待されています。

#### デジタル遺言のメリット

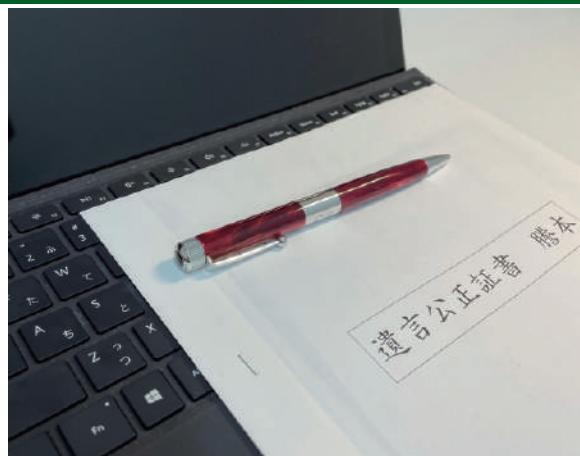
デジタル遺言の主なメリットは下記の 3 つです。

- 遺言書を作成する負担が減る
- 紛失・改ざんなどのリスクが減る
- 終活全体をデジタル化できる

#### デジタル遺言のデメリット

他方で、デジタル遺言には以下のような点も懸念されています。

- 遺言者には一定の IT リテラシーが求められる
- 遺言者の真意性の確保が必要となる



「デジタル遺言制度」の創設に向けた動きが報じられ、遺言制度の大幅な見直しが見込まれています。遺言をデジタル化することによる作成・保管の簡略化が見込まれる一方で、改ざんや偽造などのリスクを除外するための仕組みづくりが課題となるでしょう。

## 税務トピック

### 補聴器購入者が医療費控除を受けるために

加齢や耳の病気により聴こえが悪くなり、日常生活に支障がある場合には補聴器を活用することが望まれます。しかし、補聴器は高額な医療機器であり、購入される方にとっては経済的な負担になっています。

日本耳鼻咽喉科頭頸部外科学会認定の補聴器相談医を受診して、補聴器が必要と判断された場合は「補聴器適合に関する診療情報提供書（2018）」を活用することで、一定の医療費控除を受けることができます。



### 手順について

1. まず「補聴器相談医」の資格を有する耳鼻咽喉科医療機関を受診し必要な問診・検査を受けます。

補聴器が必要と証明された場合は、補聴器相談医が必要事項を記入した「補聴器適合に関する診療情報提供書（2018）」を受け取ります。

2. 「補聴器適合に関する診療情報提供書（2018）」を持って「認定補聴器専門店」\*に行きます。

補聴器購入の際、販売店から「補聴器適合に関する診療情報提供書（2018）」の写しと領収書を受け取ります。

\*「認定補聴器専門店」には「認定補聴器技能者」が在籍しています。認定補聴器専門店もしくは認定補聴器技能者以外から補聴器を購入した場合には、医療費控除を受けることができません。

3. 当該年度の確定申告の際に医療費控除として申告します。

税務署から求められた場合は、「補聴器適合に関する診療情報提供書（2018）」の写しと領収書の提出が必要となりますので、大切に保管しておいてください。

### 補聴器の医療費控除の申請手続き

補聴器相談医（問診、検査、診察）

補聴器販売店（試聴後、購入）

「補聴器適合に関する診療情報提供書（2018）」の  
5. 項の・補聴器を必要とする主な場面  
（□医師等による診察や治療を受けるために直接必要）の□に必ずチェックを入れて下さい。

補聴器適合に関する  
診療情報提供書（2018）①

受  
診

① 持参して提出

補聴器の領収書  
②  
診療情報提供書（2018）の写し  
③

難聴者（申請者）

申請（②、③を保存し、税務署から求められた場合はこれを提出する）

# 疲労との上手な付き合い方

## 疲労の「もと」はストレスにあり

私たちが日々の生活の中で感じる疲労の「もと」は、ストレスにあります。ここでいうストレスとは、「肉体的・精神的な疲労の原因になるような外的刺激」のことです。そして、私たちにストレスを与える（感じさせる）もののことを「ストレスラー」と呼びます。ストレスラーには、大きく分けて5種類あります。

### 主なストレスラーの種類

- 心理的ストレスラー …… 不安、緊張、怒り、焦りなど
- 社会的ストレスラー …… 政治・経済問題、職場環境、家庭問題など
- 物理的ストレスラー …… 暑さ・寒さ、光、騒音、混雑、振動など
- 化学的ストレスラー …… 公害物質、薬物、悪臭、タバコ、アルコール、酸素欠乏など
- 生物学的ストレスラー …… 細菌、ウイルス、カビ、寄生虫、花粉など

このように、私たち（の心身）は無意識にストレスラーに対処しながら日々健康を保持し続けており、こうしたストレスラーへの対処活動の後に生じるのが「疲労」なのです。



## 睡眠だけが休養ではない

「睡眠だけが休養ではない」と聞くと、違和感を覚える人もいるかもしれません。普段、「ただ食べて寝れば回復する」と思っている人は案外少なくありません。しかし、週末の寝過ぎはソーシャル・ジェットラグ（社会的時差ボケ）を引き起こし、ホルモンバランスの乱れにつながるなど、根本的な解決策にはならないのです。そこで、私たちは自分自身で日々の疲れを休養行動でマネジメントする必要があるのです。

## 休養行動に役立つ休養の7タイプ

### ① 休息タイプ

身体の動きを止めて安静にすることを指す。睡眠はその代表。一般的に抱く休養のイメージ。

### ② 運動タイプ

激しい運動ではなく疲労を伴わない軽いジョギングやウォーキング、体操などで血液循環を促し、身体の老廃物除去や細胞への酸素の輸送による回復を目的とするもの。

### ③ 栄養タイプ

消化器系からのアプローチにより休養回復を促す。腹八分目や断食による消化器の休息、腸内環境や代謝酵素を意識した食事など。

### ④ 親交タイプ

家族や友人などとの交流、ペットなどの動物や自然とのふれあいなど。これにより癒され安らぎが生まれる。

### ⑤ 娯楽タイプ

余暇に好きなことで楽しむ。ゲームや各種鑑賞など。ただし依存しすぎないように注意が必要。

### ⑥ 造形・想像タイプ

日曜大工をする、絵を描く、料理をする、空想や瞑想をするなど。ストレスを一時的にでも忘れ、何かに没頭することで新たな活力を生み出す。

### ⑦ 転換タイプ

外部環境の変化がない日常では、慣れや飽きから退屈さが生まれ、徐々に活力が失われる。そのようなときは転換が必要。旅行による転換はすぐに思い浮かぶが、それ以外に整理整頓や部屋の模様替えや衣替えも身近な転換。

以上の分類をみると、従来のイメージよりも休養というものがずっと幅広い行動を包括していることがわかってと思います。休養の7タイプはどれか1つだけを実行すればそれでよい、というものではありません。もちろん、いずれか単体のタイプを実行しても効果はあります。しかし、休養タイプを複合的に組み合わせることで、単体で行なうのに比べて疲労の回復効果は何倍にも高まります。ぜひ、「いまの休養行動に、あのタイプの休養を組み合わせることはできないだろうか？」と、なるべく意識的に休養を組み合わせしてみてください。その試行錯誤の過程で、自分に最も相応しい休養行動のパターンを発見することができるのです。

日々の生活や仕事で本来のパフォーマンスを100%発揮できるよう、休養行動による疲労の回復を習慣化してみてください。

# パートナーズ会員

ご入会の方へパートナーズから会報誌をご提供。

また電話無料相談にも応じます。**年会費・入会費は無料**。普段なかなか聞くことができない税務関連情報はもちろん、知って得する情報をご提供します。



## 特典①

### 会報誌の発行

会報誌を発行し税務情報をお送りします。税理士事務所だからこそお伝えができる情報や意外と知られていない情報を会報誌で年3、4回お送りします。

## 特典②

### 無料相談

一般的な税務のご相談を承ります。税務関連はもちろん、事務改善やコスト削減、売上アップや経営計画書の作成など、幅広くお応えします。

## 特典③

### 税制改正・判例事例の提供

たびたび変わる税法を改正のたびにご案内します。また、過去の判例事例など、専門的な情報もお伝えします。

■特典は事前の連絡なく変更することがありますので予めご了承ください■

パートナーズのホームページからもお申込みいただけます

<https://zei-partners.com/member.html>

パートナーズ会員募集

検索

 **税理士法人パートナーズ**  
For a Partner

岡山事務所 〒700-0973 岡山県岡山市北区下中野 1222-9 TEL 086-246-4446

広島事務所 〒733-0812 広島県広島市西区己斐本町一丁目 5-5 5F TEL 082-961-6212

福山事務所 〒721-0941 広島県福山市引野町北二丁目 31 番 8-1 TEL 084-999-0550

山陰事務所 〒683-0001 鳥取県米子市皆生温泉 2-7-14 TEL 0859-21-5169

高松事務所 〒760-0007 香川県高松市中央町 1-5 MBSビル 5F TEL 070-3794-3111

松山事務所 〒790-0915 愛媛県松山市松末 1-5-12 松末テナントビル 3F TEL 089-948-9441

徳島事務所 〒770-0851 徳島県徳島市徳島町城内 6-87 尾野ビル 2階 TEL 088-655-6554

高知事務所 〒780-0061 高知県高知市栄田町三丁目 6 番 3 号 Four・seasons 2A TEL 088-856-7360

沖縄事務所 〒904-2153 沖縄県沖縄市美里 3-10-17-2F TEL 090-5084-9122